

# 非営利ホールディングカンパニー型法人制度 について

# 医療法人間の合併及び権利の移転に関する制度等の見直しについて

## 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成25年法律第112号）

（医療制度）

### 第四条

4 政府は、医療従事者、医療施設等の確保及び有効活用等を図り、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、今後の高齢化の進展に対応して地域包括ケアシステム（地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。次条において同じ。）、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。次項及び同条第二項において同じ。）を構築することを通じ、地域で必要な医療を確保するため、次に掲げる事項及び診療報酬に係る適切な対応の在り方その他の必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 一 病床の機能の分化及び連携並びに在宅医療及び在宅介護を推進するために必要な次に掲げる事項
- 二 医療法人間の合併及び権利の移転に関する制度等の見直し

## ◎ 医療法等改正に関する意見（平成25年12月27日 社会保障審議会医療部会）

### 5. 医療法人に関する制度の見直し

#### （2）医療法人間の合併及び権利の移転に関する制度等の見直し

- 医療法人間の合併及び権利の移転に関する制度等の見直しについては、中小規模の医療法人を大規模集約する目的ではなく、地域の医療提供体制において医療法人間の横の連携を強化し、病床の機能の分化及び連携など地域医療の再構築を進める観点や、地域医療を提供できなくなるおそれのある医療法人を健全な形で再生するという観点から、「医療法人の事業展開等に関する検討会」において、引き続き検討することが必要である。

# 非営利ホールディングカンパニー型法人に係る指摘について

## ◎ 社会保障制度改革国民会議 報告書（平成25年8月6日）

### II 医療・介護分野の改革

#### 2 医療・介護サービスの提供体制改革

##### (3) 医療法人制度・社会福祉法人制度の見直し

医療法人等の間での競争を避け、地域における医療・介護サービスのネットワーク化を図るためには、当事者間の競争よりも協調が必要であり、その際、医療法人等が容易に再編・統合できるよう制度の見直しを行うことが重要である。

このため、医療法人制度・社会福祉法人制度について、非営利性や公共性の堅持を前提としつつ、機能の分化・連携の推進に資するよう、例えばホールディングカンパニーの枠組みのような法人間の合併や権利の移転等を速やかに行うことができる道を開くための制度改革を検討する必要がある。

複数の医療法人がグループ化すれば、病床や診療科の設定、医療機器の設置、人事、医療事務、仕入れ等を統合して行うことができ、医療資源の適正な配置・効率的な活用を期待することができる。

## ◎ 成長戦略進化のための今後の検討方針（平成26年1月20日 産業競争力会議）

### II. これまで成長産業と見做されてこなかった分野の成長エンジンとしての育成

#### 1. 社会保障の持続可能性確保と質の高いヘルスケアサービスの成長産業化

##### ① 医療・介護等の一体的サービス提供促進のための法人制度改革等

病院や社会福祉施設等の経営を効率化・高度化するとともに、受け皿不足となっている回復期病床等を増やし、在宅医療・介護分野を充実する機能分化を進める。

このため、複数の医療法人や社会福祉法人等を社員総会等を通じて統括し、一体的な経営を可能とする「非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）」を創設する。その制度設計に当たっては、当該非営利ホールディングカンパニー型法人における意思決定方式に係る高い自由度の確保、グループ全体での円滑な資金調達や余裕資金の効率的活用、当該グループと医療介護事業等を行う営利法人との緊密な連携等を可能とするため、医療法人等の現行規制を緩和するべく検討する。具体的内容について平成 26 年中に結論を得て速やかに制度的措置を講じる。

概要

目指すべき姿

- 意欲ある病院や社会福祉施設が経営を自発的に効率化・高度化していく環境を整備していくことが必要
- 地域内の医療・介護サービス提供者の機能分化や連携の推進等に向けた制度改革を進める必要
- 病院や介護施設等で提供されるサービスの質に関する情報開示を進めること等で、サービスの質改善へのインセンティブ付けを高めていくことも重要

※このための具体策の一つとして以下が記載

- 複数の医療法人及び社会福祉法人等を束ねて一体的に経営することを法制上可能とする非営利ホールディングカンパニー型法人（仮称）を創設  
 → 複数の法人が一体となることで、病床機能分化や医療・介護等の連携が容易になり、急性期医療から在宅介護・生活支援サービスに至る高齢者が必要とする一連のサービスを切れ目なく、体系的に行うことなどが可能

新法人に係る論点	検討すべき事項
新法人が、医療法人や社会福祉法人等の傘下法人を社員総会等を通じて統括できるようにする。	医療法人や社会福祉法人の構成員となれる者の範囲について、法人も社員等に認める等、現行の規制の緩和について検討
新法人の下でグループが迅速かつ柔軟な経営判断を行えるよう、法人の意思決定方式の自由度を高める。	議決権その他の新法人の意思決定・ガバナンスに関する事項について、定款で自由に定めることを可能とする等の措置について検討
グループとしての経営の一体性・効率性の確保、緊密な業務連携を可能とするため、資金調達の円滑化や余裕資金の効率的活用を可能とする。	グループ内法人間での金銭の貸付や債務保証を認めることや、グループ内法人間での剰余金の効率的活用を可能にする等の措置について検討
新法人及び傘下法人からなるグループが、地域包括ケアを担う医療介護事業等を行う営利法人と緊密な連携を行うことを可能とする。	新法人から当該事業を行う営利法人への出資を認める等の措置について検討

## 1. 効率的で質の高いサービス提供体制の確立

### <目指すべき姿>

効率的で質の高い医療・介護サービス提供体制を確立していくことを前提としつつ、医療介護分野のイノベーションや国際展開の担い手を育てていくことも視野に入れると、人材、設備、知識基盤等を効率的に集約し、グループ運営や他産業との連携を容易にすること、設備投資等に必要な資金調達を円滑化することなどにより、意欲ある病院や社会福祉施設が経営を自発的に効率化・高度化していく環境を整備していくことが必要である。

また、社会保障制度改革国民会議の報告書において、現状の医療・介護等の提供体制については、病床機能の分化が不十分であり、急性期治療を経過した患者を受け入れる入院機能や住み慣れた地域や自宅で生活し続けたいというニーズに応える在宅医療や在宅介護が十分には提供されていないなどの問題が指摘されている。国民が医療や介護が必要になっても、適切なケアが受けられ、安心して住み慣れた地域での暮らしを続けられるよう、医療・介護等の提供体制を「病院・施設完結型」から「地域完結型」へ転換することが喫緊の課題であり、このため、地域内の医療・介護サービス提供者の機能分化や連携の推進等に向けた制度改革を進める必要がある。

更に、効率的で質の高いサービス提供体制確立のためには、病院や介護施設等で提供されるサービスの質に関する情報開示を進めること等で、サービスの質改善へのインセンティブ付けを高めていくことも重要である。

### <具体策>

- (1) 医療・介護等を一体的に提供する非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の創設と関連制度の見直し

複数の医療法人及び社会福祉法人等を束ねて一体的に経営することを法制上可能とする非営利ホールディングカンパニー型法人（仮称）を創設する。

複数の法人が一体となることで、病床機能分化や医療・介護等の連携が容易になり、急性期医療から在宅介護・生活支援サービスに至る高齢者が必要とする一連のサービスを切れ目なく、体系的に行うことが可能となる。

医療経営者にとっては、病床や診療科の設定、高額医療機器の導入、人事、医療事務、仕入れ等を統合して行える他、資金調達の一括化による調達コスト抑制など、経営の効率化が可能となる。グループ内法人間で人材の異動が可能となれば、医療介護従事者のキャリアアップの可能性が高まり、この分野の雇用吸収力が強化される。ヘルスケア産業育成の観点からは、こうした法人形態が、①健康・予防サービス等公的保険外のヘルスケア産業の育成、②医療イノベーションの実現、③地域医療ニーズ・医療技術進化に合わせた医療提供体制の合理化の担い手となり得る。更に、大学附属病院、国公立病院、保険者等を含めた連携を可能とすることで、アメリカにおける IHN (Integrated Healthcare Network) のような規模を持ち、医療イノベーションや医療の国際展開を担う施設や研究機関の登場も期待される。

新法人が、医療法人や社会福祉法人等の傘下法人を社員総会等を通じて統括できるようにする。このため、医療法人や社会福祉法人の構成員となれる者の範囲について、法人も社員等に認める等、現行の規制の緩和について検討する。

新法人の下でグループが迅速かつ柔軟な経営判断を行えるよう、法人の意思決定方式の自由度を高める。このため、議決権その他の新法人の意思決定・ガバナンスに関する事項について、定款で自由に定めることを可能とする等の措置について検討する。

グループとしての経営の一体性・効率性の確保、緊密な業務連携を可能とするため、資金調達の円滑化や余裕資金の効率的活用を可能とする。このため、グループ内法人間での金銭の貸付や債務保証を認めることや、グループ内法人間での剰余金の効率的活用を可能にする等の措置について検討する。

新法人及び傘下法人からなるグループが、地域包括ケアを担う医療介護事業等を行う営利法人と緊密な連携を行うことを可能とする。このため、新法人から当該事業を行う営利法人への出資を認める等の措置について検討する。

以上の点その他必要な論点について、平成26年中に結論を得て、制度的措置を速やかに講じる。なお、実施においては、医療法人制度、社会福祉法人制度等、分野横断的な検討が必要となることから、各法人所管部局間においても十分な連携を図る。

# 非営利ホールディングカンパニー型法人制度（イメージ）

## 制度の目的等

- 複数の医療法人及び社会福祉法人等を束ねて一体的に経営することを法制上可能とする非営利ホールディングカンパニー型法人（仮称）を創設（本年末までに検討を進め、その後速やかに制度的措置を講じる）。
- 産業競争力会議では、その意義として、病床の機能分化や医療・介護等の連携が容易になり、高齢者が必要とするサービスを切れ目なく体系的に提供できるようになることや、病床や診療科の設定、高額医療機器の導入等を統合して行える他、資金調達の一括化による調達コスト抑制など、経営の効率化が可能となることを挙げている。

## 検討の方向性

- 非営利ホールディングカンパニー型法人及びこれに参加する医療法人等において、以下の3点を共有等できる仕組みとする方向で検討。（今後、本検討会において具体的に検討）

### ① 理念を共有すること

- 非営利ホールディングカンパニー型法人及びこれに参加する医療法人等が協力して、社会に対してどのような貢献をしていくのかを明確化した「理念」を策定する。

### ② この理念を実現するために行われる、意思決定を共有すること

- 上記の理念を実現するため、非営利ホールディングカンパニー型法人が行う個々の意思決定に従って、参加する医療法人等が法人運営を行うよう、必要なガバナンスの仕組みを設ける。  
→医療法人等の社員総会又は評議員会の過半数を、非営利ホールディングカンパニー型法人やその理事又は社員が占める。

### ③ この理念等を実現するため、ヒト・カネ・モノを有効に活用すること

- 上記の理念や意思決定を実現するため、参加する医療法人等のヒト・カネ・モノを有効に活用する。  
→個人に配当しない非営利法人の間で資金の融通ができるようにする。  
→非営利ホールディングカンパニー型法人が株式会社（介護事業等）に出資できるようにする。

# 非営利ホールディングカンパニー型法人制度のイメージの一例

※ 現時点でのイメージであって、今後、本検討会において具体的に検討。

※ 医療法人の非営利性等との整合性が検討のポイント

